平成２８年（フ）第６３５０号
埼玉県さいたま市大宮区堀の内町１―237―４　サニーフラットＰＡＲＴ３　202号室、住民票上の住所東京都足立区竹の塚３丁目14―８
債務者　根本由紀子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３５１号
東京都渋谷区本町６丁目29―３
債務者　森　　直子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３５２号
東京都杉並区南荻窪１丁目40―３―203
債務者　臼田　　愛（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３５３号
東京都江戸川区南葛西４丁目１―１―303
債務者　淺岡　健一
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２５５号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目19番４―301号
債務者　青木　　愛
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５０４号
大阪市平野区喜連東４丁目７番21―207号、前住所大阪市福島区玉川２丁目２番７号　藤マンション３Ｂ号
債務者　中西　雅美
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６３０号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目13番19号
債務者　津川　典雄
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６８１号
大阪市城東区諏訪３丁目８番23―203号
債務者　安達須美恵（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８２６号
東京都羽村市羽東３丁目13番24号
債務者　片山　裕太
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６２３６号
東京都葛飾区お花茶屋２丁目18―８　ヴァンベールＦ102号
債務者　中村　聡志
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２３９号
東京都品川区旗の台６丁目２―８　１Ｆ
債務者　小林いづみ
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２６０号
東京都中野区江古田４丁目２―１―201
債務者　沼田　直子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２６１号
東京都足立区西新井栄町３丁目10―11―203
債務者　高杉桜こと　レオン　テェ　キュ　ダオ
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２６２号
東京都練馬区富士見台１丁目８―２―201
債務者　斎藤　文男
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２６３号
東京都武蔵村山市三ツ藤２丁目16―７
債務者　小町　栄二
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部